



埼玉県発行

 \bigcirc

○開発行為に関する工事の完了公

○平成二十一年六月二日現在にお

ける選挙人名簿登録者数の五十

体の収支報告書(平成十九年分

の訂正

管

委

兀

(川越建築安全センター)

目

次

示

○特定非営利活動法人の定款の変

○地籍調査の成果の認証 (利根振

更に係る公告

興

(土地水政策課)

○特定非営利活動法人の設立に係 る公告 (NPO活動推進課)

○特定非営利活動法人の定款の変

更に係る公告

○埼玉県防災情報システム開発業

三

六

○手子林第三土地改良区の役員退

加須農 林

六

 \bigcirc

○特定非営利活動法人の設立に係 る公告

務委託に関する入札公告 (消防防災課)

○坂戸都市計画生産緑地地区の変

○神川町土地改良区の役員退任届 (みどり再生課)

本庄農 林

○中里用水土地改良区の定款変更 (農村整備課)

六

0

○見沼代用水土地改良区の定款変 更認可 (農村整備課)

七

○政治資金規正法に基づく政治団

(教委・総務課)

兀

○埼玉県規則第五十七号中訂正

(建築安全課)

六

○埼玉県告示第七百五十九号中訂

正

○埼玉県教育委員会定例会の招集

○新工事執行管理システム開発事

業委託に関する入札公告

○測量法に基づく公共測量の終了 (建設管理課)

用 地 課)

○都市計画に関する公聴会の開催

(都市計画課)

○本庄都市計画事業小島西土地区 画整理事業の換地処分

○WTOに基づく一般競争入札の 中止の公告 (高校教育指導課)

○県立総合教育センター研修サポ 随意契約の相手方等の公示 トシステム構成機器賃貸借の

○開発行為に関する工事の完了公 (総合教育センター)

六

(川越建築安全センター)

○小児医療センター新生児搬送用

(熊谷建築安全センター)

分の一、三分の一の数等

選

管

委

兀

救急車

(ドクターカー) 一式の

購入に関する一般競争入札公告

(経営管理課)

正

(社会福祉課)

Ŧi.

七

九

埼玉県告示第八百六十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律

覧に供する。

九 第七号)第二十五条第四項の規定により 定款の変更の認証を受けようとする特定

(市街地整備課) 準用する同法第十条第二項の規定により 非営利活動法人から、 公告する。 が提出されたので、

法並びにインターネットを利用する方法 民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利 度及び翌事業年度の事業計画書及び収支 予算書を申請のあった日から二月間 びに当該定款の変更の日の属する事業年 根地域振興センターにおいて備え置く方 なお、当該申請に係る変更後の定款並

告 亦

//www.saitamaken-npo.net/)) じょり

平成二十一年六月十二 日

埼玉県知事 上 田 清 司

平成二十一年六月四日 申請のあった年月日

同条第五項において

次のとおり申請書

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人行田のぞみ園

代表者の氏名

定款に記載された目的 主たる事務所の所在地 埼玉県行田市緑町十三番1 三十 号

五.

兀

習、 動を自力で行なえるように、訓練、 この法人は、障害者がその社会的活 生産活動、 また、全般的な生活面

(埼玉県NPO情報ステーション (http:

縦

することを目的とする。 での援助を行ない、障害者福祉に寄与

埼玉県告示第八百六十五号

第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、 定により次のとおり公告する。 狭山市における地籍調査の成果を、国土調査法 (昭和二十六年法律第百八十号) 同条第四項の規

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清

司

とを目的とする。

狭 山 市	た者の名称 で者の名称
平成二十年度	時で行った
地籍簿図	成果の
一 四 冊 枚	名 称
丁目の一部) 間川及び富士見二 狭山第四十二 (入	地で行った
六月九日 平成二十一年	年認 月 日証

埼玉県告示第八百六十六号

非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第二項の規定により公告する。 次のとおり申請書が提出されたの

び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 書を申請のあった日から二月間、 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 、県民生

法(埼玉県NPO情報ステーション 活部NPO活動推進課において備え置く 方法並びにインターネットを利用する方 (http://www.saitamaken-npo.net/)) 过

> 平成二十一年六月十二 日

埼玉県知事 田 清 司

平成二十一年六月二日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名

フ・サポートセンター 特定非営利活動法人ヒューマンライ

代表者の氏名

兀 主たる事務所の所在地

康郎

<u>Ŧ</u>i. この法人は、消費生活上の問題、 定款に記載された目的 埼玉県北本市北本二丁目 八一番地 保

より縦覧に供する。

証問題、

国際結婚、

派遣切り、

リスト

平成二十一年六月三日

(埼玉県NPO情報ステ

1 ショ

する様々な分野の専門家や行政と連携 を抱える方々に対して、消費生活に関 指し、福祉と公益の増進に寄与するこ な暮らしができる地域社会づくりを目 すべての人々が安心して健やかで豊か 活の立て直しに取組むべく情報提供活 る事業等を行う。以って国民生活と、 しながら、その解決方法と根本的な生 無料相談活動を行い、支援に関す 相続や家庭内暴力等の問題 三 兀 <u>Ŧ</u>.

埼玉県告示第八百六十七号

準用する同法第十条第二項の規定により が提出されたので、同条第五項において 非営利活動法人から、次のとおり申請書 定款の変更の認証を受けようとする特定 第七号)第二十五条第四項の規定により 特定非営利活動促進法(平成十年法律

とする。

NPO活動推進課において備え置く方法 //www.saitamaken-npo.net/))により縦 並びにインターネットを利用する方法 申請のあった日から二月間、県民生活部 (埼玉県NPO情報ステーション なお、当該申請に係る変更後の定款を (http:

申請のあった年月日 平成二十一年六月十二日 埼玉県知事 上 \mathbf{H} 清

司

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人学童保育おおみ

代表者の氏名

九五番地五 埼玉県さいたま市大宮区 主たる事務所の所在地 三橋

達を援助するとともに、健全で豊かな 後及び学校休業日の生活の場を築くこ のもと、保育が必要とされるさいたま 地域社会の確立に寄与することを目的 とによって、 市内の小学校児童の豊かで安全な放課 この法人は、会員の協働による運営 定款に記載された目的 児童の心身の健やかな発

埼玉県告示第八百六十八号

設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 方法並びにインターネットを利用する方 活部NPO活動推進課において備え置く 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 なお、当該申請に係る定款、役員名簿、 特定非営利活動促進法(平成十年法律 次のとおり申請書が提出されたの 同条第二項の規定により公告する。 県民生

般競争入札に付する。

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事

上 田

清

司

埼玉県告示第八百六十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について次のとおり一

より縦覧に供する。 $(http://www.saitamaken-npo.net/)) \begin{tabular}{l} \searrow \\$ 申請のあった年月日 平成二十一年六月十二 埼玉県知事 日 田 清

司

Ŧi.

定款に記載された目的

申請に係る特定非営利活動法人の名 特定非営利活動法人リサイクルドッ

平成二十一年六月四日

三

代表者の氏名

る

トコム

兀

主たる事務所の所在地 埼玉県川越市大字笠幡三二番地三

向上とリサイクル活動に関する社会教 削減をはじめとする環境問題について 育の推進に寄与することを目的とす のイベントを行い、地域の生活環境の この法人は、地域住民や団体に対 フリーマーケットの開催やゴミの

2 競争人札参加資格 の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額

- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること 資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電
- 3 第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審
- (4) 号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97
- (5) 公告の日前3年間に、国、都道府県又は指定都市の防災情報システムの開発 の契約を締結し、履行した実績を有する者であること

ယ 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所 並びに問い合わせ先

理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 加藤 -830—3180(直通) FAX 048—830—4779 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 孝之、藤塚 史朗 埼玉県危機管 電話048

2 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から平成21年7月3日(金)まで上記(1)の交付場所において交

(3) 入札説明会の場所及び日時

管理防災部会議室 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎 3 階危機

平成21年6月18日(木)午後3時

(4) 入札・開札の場所及び日時

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県庁第二庁舎 3 階危機

調達内容

購入等件名及び数量

<u>1</u>

埼玉県防災情報システム開発業務委託 니 맛

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

3 履行期間

契約締結日から平成23年9月30日(金)まで

(4) 履行場所

埼玉県危機管理防災部消防防災課が指定する場所

(5) 人札方法

ては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算 本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行う。落札者の決定に当たっ

した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

ものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消

管理防災部会議室

- 郵送による場合の入札書のあて先、受領期限及び提出方法 平成21年7月24日(金)午前10時
- (5) あて先

管理防災部消防防災課応急対策・訓練担当 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機

受領期限 平成21年7月23日(木)午後5時

提出方法 書留郵便によること

ひ

 $\widehat{\Box}$ 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

人札保証金

18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項に該当する場合は、免除す 額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

イ 契約保証金

場合は、免除する。 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

Н

入札者に要求される事項

類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。 資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書 成21年7月8日 (水) 午後5時までに3(1)の提出場所に提出し、競争入札参加 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な書類を平

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

Y この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- (5) 契約書作成の要否

6)

提出書類

案書等を提出すること。 本件入札は、総合評価一般競争入札方式により行うので、入札書及び企画提

(7) 落札者の決定方法

- 者を落札者とする。 る総合評価の方法により算出された技術点及び価格点の合計点数が最も高い 次に掲げる各要件のいずれにも該当する入札者のうち、入札説明書に定め
- (ア) 入札価格が、財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格に105 分の100を乗じて得た額の範囲内であること
- (イ) 企画提案書の提案内容が別記提案書評価表(以下「評価表」という。) い場合は、失格とする。 の必須項目をすべて満たしていること。なお、必須項目について記述がな
- る者には、評価表に示す各項目の加点上限の範囲内で、提案内容の評価に応 企画提案書の提案内容が、評価表の必須項目についてすべて記述されてい
- 入札価格については、次の式により価格点に換算するものとする 価格点=1,000×(1-(入札価格×1.05/予定価格))

じて技術点を与えるものとする。

- 落札者とし、これも同じ場合にはくじにより落札者を決定する の高い者を落札者とする。技術点が同じ場合は必須項目の技術点の高い者を 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、
- 低入札価格調査制度に係る調査基準価格

8

を行った者を落札者とするか否かを決定する。) 設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、 当該人札

(9) 手続における交渉の有無

競争入札参加資格の付与

(10)

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、あらかじ

-3180

加資格審査担当(電話048-830-5775 (直通) 類を添付して、平成21年6月19日(金)までに埼玉県総務部入札審査課入札参 め本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書 ま市浦和区高砂3丁目15番1号)に提出すること。 〒330―9301 埼玉県さいた

支払条件

注者に支払うものとする。 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

(1) Nature of Services Required: Development of Saitama Prefecture disaster Summary prevention information system. Development includes testing, installation, operation design and staff training.

(2) (3) Contact Information: Fire and Disaster Prevention Division, Department of must be received by 5:00 p.m., July 23,2009) Crisis Management and Disaster Prevention, Saitama Prefectural Government, Time-limit for tender: 10:00 a.m., July 24,2009 (bidding by registered mail

Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830

20	別記 提	提案書評価表		l			ı
	大区分	中区分	小区分	項番	記述内容	加点上限	田本
	1 全角	全般的事項				50	
		1 基本事項	1 基本的な考え方	_	(助別は精彩ンス子よがもつ性質、その必要性を踏まえ、開発に当たっての基本 理念・万針を記述すること ②仕様書のパンステム整備の基本的な考え方」の①から③の項目を湖たすため の工夫を具体的に記述すること。	10	*
				2	災害時、緊急時にシステムが十分に能力を発揮するための工夫(ソフト面、ハード面)を具体的に記述すること。	20	150
			2 サービスレベル要 件	ω	①障害の予防や障害発生時の迅速な復旧のためのエ夫を具体的に記述する こと。 ②業務集中時におけるレスポンス確保の考え方を具体的に記述すること。	10	*
			3 導入実績	4	①防災情報を処理する同様のシステムについて、他都道府県等での導入実績 の状況について記載すること。 ②国や他都道府県の最新の動向を記載すること。	10	
	2 シュ	システム要件				360	
		1 システム形態	1 全般	S	防災情報システムのシステム形態についての考え方、アピールポイント等を具体的に記述すること。	20	*
		ウンフテル単	1 村本本側年		□ 三性 耐除事件 、フェート令件のナキュニーン対策(ウノニス等からの参問を		

別記 提案書評価表		A		
大区分 中区分	小区分	項番	記述内容	加点上限
1 全般的事項	頁 1 基本的な考え方	-	②防災情報システムがもつ性質、その必要性を踏まえ、開発に当たっての基本理念・方針を記述すること。 ②仕様書の「システム整備の基本的な考え方」の①から③の項目を消さすため	10
		~	災害時、緊急時にシステムが十分に能力を発揮するための工夫(ソフト面、 ハード面)を具体的に記述すること。	
	2 サ ー ピスレベル要 件	ω	①陳書の予防や障害発生時の迅速な復旧のための工夫を具体的に記述する こと。 ②業務集中時におけるレスポンス確保の考え方を具体的に記述すること。	
	3 導入実績	4	①防災情報を処理する同種のシステムについて、他都道府県等での導入実績の状況について記載すること。 ②国や他都道府県の最新の動向を記載すること。	
2 システム要件	l L			360
7-7	.形 1 全般	51	防災情報システムのシステム形態についての考え方、アピールポイント等を具体的に記述すること。	
2 システム 本要件	- 仏基 1 安全性要件	0	冗長性、耐障害性、システム全体のセキュリティ対策(ウィルス等からの脅威を 回避する機構、不正アクセン対策、データ送受信時の暗号化)について、具体 的かつ的確に記述すること。	
	2 拡張性要件	7	(ツ)ハードウェア (08等の更新への対応について、その対応方法や費用の考え ガについて、真体的! 配送すること。 ②法改正、本集の他の条第パステムへの対応などによりとステムに修正・拡張 ②法改正、本集の他の条第パステムを費用の考え方について、具体的に記述する こと、生かによる場合、その対応方法や費用の考え方について、具体的に記述する。 ②組織改正、市町村合併等に伴う定期的位更新、最大利用人数の増加などが ③組織改正、市町村合併等に伴う定期的位更新、最大利用人数の増加などが ⑤組織改正、市町村合併等に伴う定期的方式で更大利用人数の増加などが ⑤組織改正、市町村合併等に伴う定期の考え方について、具体的に記述すること。	
	3 システム間の連 携	00	他システムとの連携に当たっての考え方、対応方法を具体的に記載すること。	
3 ソフトウエ	工ア 1 開発手法	9	システム開発に当たり、採用する技術及び手法について、実績の裏付けを踏ま え、具体的に記述すること。	
		1 0	画面設計及び帳票設計についての考え方、具体的な設計範囲及び設計手法 について記述すること。	
		=	使用する地図についての考え方、地図の利用方法、地図使用に要する費用に ついて、具体的に記述すること。	
	2 操作(利用)者への配慮の手法	12	ジステムの操作に不信かな職員や炎害事務の事務処理及び制度内容を熟知していない職員が、誤りなく報告・伝達、処理するための工夫を、イメージ図・ワークフロー図などを用いて具体的に記述すること。	
	3 追加提案	ت	追加提案があれば記述すること。	
4 ネットワ-	ク 1 全般	4	防災情報システムにおいて使用するネットワークについての考え方、アピールポイント等を具体的に記述すること。	
		55	①ネットワークに利用する回線、接線方法、経費、積算根拠を記述すること。 ②インターネット接続事業者を利用する場合は、事業者、サービス内容、その経費を記述すること。	
	2 追加提案	6	追加提案があれば記述すること。	
3 各機能に関する 1 個別機能	·る要件 1 警報等伝達機能		そ、シバムコ館釜のヤムとベネハを奪い書料刊	350
	明	17	○江保舎工等 よりにジステムの表別により、、そのチェール・ハイで必要に 成じて人メーン図、プロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②警報等の市町村等への確実な伝達に関する工夫を具体的に記述すること。	
	2 観測情報提供機能	18	(①仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に おじてイメーン図、フロー図などを用いて、具体的には返すること。 ②足間気象情報提供会社を利用する場合は、事業者、サービス内容、その経 費を記述すること。	
	映像情報	19	①仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要におじてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すると。 ②インターネット接触を書業者を利用する場合は、事業者、サービス内容、その経費を記述すること。 ③映像取込及び配信に当たっての利用回線、回線サービス内容、その経費を記述すること。	
	4 地震被害予測機能	20	①仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に 応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②震度情報の人手時点から予測結果表示までに要する時間を記述すること。	

	1000				"	加点合
必須	20	①本システムを稼働するために、想定されるハードウェア構成及びハードウェア要件を具体的に記述すること。 要件を具体的に記述すること。 ②製品は、業界標準に準拠したものを提案すること。	38	1 ハードウェア等	2 想定される ハードウェア 等	
必須	60	○平成22年度の「ハードウェア等」別途調達となる経費及びその積算根拠を明確に記述すること。 確に記述すること。 ②平成23年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 ③平成23年度~平成27年度の「運用」に関する経費及びその積算根拠を記述すること。 減すること。 ④上記の見積には、算出した工数(人日等)と、工数を金額に置き換える際の 単価を記述すること。	37	1 今後の開発経費 及び運用経費見積	1 ライフサイク ルコスト	
	80				他	5 ₹ 0
必須	10	システムが災害時に動作しなかった場合に、受託者、消防防災課及びユーザーが取るべき対応策、代替策、運用 上どのようにカバーすべきかについて記述すること。	36			
必須	10	本システムの運用に当たり、ヘルプデスクの運用など、今後発生すると思われる課題、検討すべき事項、及びその対応策について、具体的に記述すること。	35			
必須	10	①本システム全般の運用・保守体制及びその業務内容について、具体的に記述すること。 近すること。 ②運用データの最新状態を把握し、維持していく仕組みについて、構成管理の 観点から記述すること。	34	1 運用・保守の考え 方及び運営方針	4 運用·保守要件	
必須	10	対象職員に応じた研修計画及び実施方法について、仕様書に基づき、具体的かつ的確に記述すること。	33	1 研修計画及び研 修実施方法	 研修に関する要件 	
必須	10	①データ終行の考え方と実施方法を記述すること。 ②データ終行規制に考慮しておくべき事項とその対応策を記述すること。 ③受託者、既存システムペンダ、消防防災課の役割分担を具体的に記述し、消防防災課の実施すべき事項を具体的かつ的領に記述すること。	32	2 データ移行計画		
必須	60	(31	1 品質保証方針	2 導入・データ 移行に関する 要件	
必須	10	本システムの開発に当たり、本県が実施すべき事項、検討しておくべき事項、 発生すると思われる課題及びその対応策について、具体的に記述すること。	30			
必須		本業務遂行の全体及び業務別のスケジュールを詳細に記述すること。	29			
必須	40	()本業祭の実施体制を詳細に記述すること。 ②統括責任者、フジェクトリーダー及びその他要員の社名、部署、職名、氏名、経験等を明記すること。 ③終験は、本調道を類似の業務とし、具体的に記述すること。 ④プロジェクトリーダーは、リーダーとしての経験を記述すること。	28	1 業務実施体制及 び業務遂行計画	1 本業務の実施体制	
	160			Liet	業務に関する	4 開発
	40	追加提案があれば記述すること。	27	1 追加提案	2 その街	
必	10	仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	26	10 災害基本機能 その他機能		
必須	60	①仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。 ②使用する地図、地図の利用方法、地図使用に要する費用について、具体的に記述すること。	25	9 防災基盤情報機能		
必須	20	仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	24	8 災害対策本部活 動支援機能		
必須	20	仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	23	7 物資管理機能		
必須		仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に応じてイメージ図、フロー図などを用いて具体的に記述すること。	22	6 避難情報収集機能		
必須		①仕様書に基づいたシステムの実現について、そのアピールポイントを必要に 応じてイメージ図、コー一図などを用いて具体的に記述すること。 ②県及び市町村ごとの被害集計のとらえ方について具体的に記述すること。	21	5 被害情報収集機 能		
項 回 項 目	加点上限	記述內容	原籍	小区分	中区分	大区分

埼玉県告示第八百七十号

区の変更に係る図書の写しの送付を受け 鶴ヶ島市から坂戸都市計画生産緑地地

> 当該図書の写しを埼玉県環境部みどり再 する同法第二十条第二項の規定により、

平成二十一年六月十二日

上 田 清

司

埼玉県告示第八百七十一号 第百号)第二十一条第二項において準用 土地改良法 埼玉県知事

たので、都市計画法(昭和四十三年法律 生課において縦覧に供する。

神川町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、

平成二十一年六月十二日

届出があった。

氏

穐 Щ 泰

理 職

事 名

住

名

埼玉県知事

上

田

清

司

治 児玉郡神川町大字八日市五五二

埼玉県告示第八百七十二号

おり届出があった。 平成二十一年六月十二日

手子林第三土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のと

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、

職 名 氏 名 住 埼玉県知事

上

 \coprod

清

司

理

事

柿

沼

信

治

羽生市大字上手子林一四六七番地

埼玉県告示第八百七十三号

次の土地改良区の定款の変更を平成二十 十五号)第三十条第二項の規定により、 年六月八日認可した。 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九

平成二十一年六月十二日

名 称

埼玉県知事

上

田

清

事務所の所在地 中里用水土地改良区

坂戸市

司

埼玉県告示第八百七十四号

一年六月八日認可した。 | 一年六月八日認可した。 | 二十五号)第三十条第二項の規定により、 | 土地改良法(昭和二十四年法律第百九 | 一

埼玉県知事 上 田 清 司

名称

見沼代用水土地改良区

南埼玉郡菖蒲町事務所の所在地

平成二十一年六月十二日

埼玉県告示第八百七十五号

般競争入札に付する。WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

調進內谷

(1) 購入等件名及び数量

新工事執行管理システム開発業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約日から平成22年3月31日 (水) まで

(4) 履行場所

埼玉県県土整備部建設管理課

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか

免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

- 2 競争人札参加資格
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な 資格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、業種区分「電 子計算に関する業務」のA等級に格付けされた者であること。
-) 埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年 3 月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

3

- (4) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- 入札書の提出場所等

ယ

- (1) 入札説明書及び仕様書の入手方法
- ア 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードする場合 入手手順は、次のとおり。
-) 埼玉県ホームページを開へ。
-) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する

Ð

-) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入口」を選択する。
- 「入札情報公開システム」を選択する。
- 調達機関名は「埼玉県」を選択する。
- 部局名は「県土整備部」を選択する。
- 課所名は「建設管理課」を選択する。
- 「物品等」を選択する。
- 「1 発注情報の検索」を選択する
- 検索ボタンをクリックする。

HEEROPU

- 本調達案件名称を選択する。
- イ 紙媒体での入手を希望する場合

次の場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)。

入札者に要求される事項

入札書の受付期間 課土木積算・建設 I T担当 小川、六鎗 電話048-830-5199 (直通) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整備部建設管理

- (2)
- 紙媒体の入札書を郵送(書留郵便に限る。)し、又は持参する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月24日 (金) 午前10時ま 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合
- (3) 上記(2)イの場合の提出先 競争入札参加資格の確認を得た日から平成21年7月23日(木)午後5時ま
- 備部建設管理課土木積算・建設IT担当 小川、六鎗 開札の日時及び場所 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県県土整
- 平成21年7月24日(金)午前10時30分 埼玉県県土整備部建設管理課
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 人札保証金

則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合 は、免除する。 じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規 入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗

- 場合は、免除する 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 契約保証金 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた
- 応じなければならない。 書を次のとおり提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、 入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請

- J 提出期限
- $\widehat{\mathcal{F}}$ 提出方法 平成21年7月1日(水)午後5時
- 紙媒体の場合 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合 同システムから確認申請する

 Ξ

入札の無効 上記 3(3)の提出先まで郵送(書留郵便に限る。)し、又は持参する。

(4)

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- (5) 契約書作成の要否 る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

6)

落札者の決定方法

- をもって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の範囲内で最低の価格
- 7 を行った者を落札者とするか否かを決定する。)。 低入札価格調査制度に係る調査基準価格 設定する(調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札
- 手続における交渉の有無

8

(9) 競争入札参加資格の付与

定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付 して、次のとおり提出すること 上記 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所

提出期限

提出先 平成21年6月19日 (金)

札参加資格審查担当 電話048-830-5775 (直通) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 - 埼玉県総務部入札審査課入

支払条件

に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な請求書を受理した日から30日以内に委託料を受注者

- その他詳細は、入札説明書及び仕様書による
- Summary
- <u>1</u> Nature of Services Required

Development of a new construction implementation management system.

2 Deadline for Submissions:

By registered mail or in person: must be received by 5:00 p.m., July 23,2009. By the electronic bidding system: 10:00 a.m., July 24,2009

Contact Information:

3

Saitama Prefectural Government Construction Management Division, Land Development Department

Tel.048-830-5199 Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301

埼玉県告示第八百七十六号

業計画図作成)は、平成二十一年四月二 号で公示した公共測量(川島インターチ 十三日終了した旨測量計画機関の長であ ェンジ(仮称)北側地区土地区画整理事 平成十九年埼玉県告示第千六百四十六

で、 八号)第三十九条において準用する同法 第十四条第三項の規定により公示する る川島町長高田康男から通知を受けたの 測量法(昭和二十四年法律第百八十 平成二十一年六月十二日

埼玉県知事

田

清 司

埼玉県告示第八百七十七号

に関する公聴会を開催するので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第十六条第一 次のとおり告示する 項の規定により、 都市計

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、 公述申出書の提出期

> __ 公述申出書の様式 別記一のとおり

- 三 公聴会に関する問い合わせ先 別記二のとおり
- イ
- 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 埼玉県都市整備部都市計画課

電話〇四八—八三〇—五三三七

当該都市計画区域に係る市役所又は町村役場の都市計画主管課

口

県土整備事務所									
課、埼玉県飯能		鰈							
整備部都市計画		整備部都市計画							
課、埼玉県都市		課、埼玉県都市							
整備部都市計画	二十六日まで	整備部都市計画	二十六日まで						
課、坂戸市都市	成二十一年六月	課、坂戸市都市	成二十一年六月		二年ぞの				
備部都市計画	月十二日から平	備部都市計画	月十二日から平	階会議室	月二十四日午後	「用海地域」	鶴ヶ島市		
鶴ヶ島市都市整	平成二十一年六	鶴ヶ島市都市整	平成二十一年六	鶴ヶ島市役所五	平成二十一年七	「区域区分」	坂戸市	成戸	l
閲覧場所	閲覧 期間	提出先	提出期間	場所	期日及び時間	種類及び名称	市町村名	区域名	. Hr 10041
画の構想	都市計	₩ E -	中	影 似	片分	都市計画の	파삭니다	都市計画	籍号

모뺍니

別記二

(2) かい書で、横書きにしてください。

※「意見の要旨及びその理由」記載上の注意 (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してくだ

意見の要旨及びその理由

別紙

靈

揣

併

嚮

於 || 日付け埼玉県報に登載された ----E

の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので申し

件

出ます。 計画

(あて先)

併

Ш

Ш

埼玉県知事

公述申出人

連絡先

(電話番号)

H

₩

帝

甲

埼玉県告示第八百七十八号

告する。 業についての換地処分があったので、 本庄都市計画事業小島西土地区画整理事 百十九号)第百三条第一項の規定による 土地区画整理法 (昭和二十九年法律第 公

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県告示第八百七十九号

員用コンピュータの賃貸借に関する一般 号(県立川越高等学校外百七十九校教職 競争入札公告)は、取り消す。 平成二十一年埼玉県告示第五百七十一

平成二十一年六月十二日

埼玉県知事 田 清 司

埼玉県告示第八百八十号

の相手方を決定したので、 の適用を受ける調達について、 示する。 WTOに基づく政府調達に関する協定 次のとおり公 随意契約

平成二十一年六月十二 日

埼玉県知事 田 清 司

購入等件名及び数量

システム構成機器賃貸借 一式 県立総合教育センター研修サポート

契約に関する事務を担当する部局の

2

名称及び所在地

埼玉県立総合教育センター総務担当 埼玉県さいたま市緑区大字三室1305

随意契約の相手方を決定した日 平成21年 4 月 1 日

宿区西新宿 3 丁目19番 2 号 随意契約の相手方の氏名及び住所 東日本電信電話株式会社 東京都新

契約金額

59,270,400円

契約の相手方を決定した手続

6

随意契約

入札の公告を行った日

二十九号

随意契約とした理由 平成21年 2 月13日

地方自治法施行令第167条の2第1

項第8号に該当

埼玉県川越建築安全センター所長告示第 二十八号

の開発行為に関する工事が完了したの 号 都市計画法 公告する。 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次

埼玉県川越建築安全センター所長

平成二十一年六月十二日

若 林 祥

文

許可番号

平成二十一年四月九日 指令川建セ第二〇〇一五六〇号

検査済証番号

平成二十一年六月四 第二一〇〇一二号

開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字都一五八一五、

五八一四、一五八一七、一五八一九 埼玉県比企郡滑川町大字都 開発許可を受けた者の住所及び氏名 一五八|

兀

Ŧi.

田中 文雄

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

埼玉県川越建築安全センター所長 平成二十一年六月十二日

若 林 文

許可番号

指令川建セ第二一〇〇二一〇号 平成二十一年五月二十日

検査済証番号

第二一〇〇二九号 平成二十一年六月四

 \equiv 開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字羽尾字十三塚 三六

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県東松山市松葉町四―三―三二

南

卓也

三十号

埼玉県川越建築安全センター所長告示第

号)第三十六条第三項の規定により、 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百 次

埼玉県川越建築安全センター所長 平成二十一年六月十二日 若 林 祥 文

平成二十一年三月二十六日 許可番号

指令東整第二〇〇一四三〇号

検査済証番号 平成二十一年六月五日

第二一〇〇〇七号

開発区域に含まれる地域の名称 比企郡滑川町大字福田字円正寺裡三

四 六八二―三の一部 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県比企郡滑川町大字福田三七六

六

小久保

由美子

三十一号 埼玉県川越建築安全センター所長告示第

一の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第 次

埼玉県川越建築安全センター所長 平成二十一年六月十二日 平成二十一年六月一日 許可番号 林 祥 文

検査済証番号

指令川建セ第二〇〇一三八二号

第二一〇〇三二号 平成二十一年六月八日

三

開発区域に含まれる地域の名称

兀 開発許可を受けた者の住所及び氏名 比企郡小川町大字腰越字明登一三五

ニューシティ小川二〇三号 比企郡小川町大字小川九六二——

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 都市計画法(昭和四十三年法律第百 公告する。 次

埼玉県熊谷建築安全センター所長 平成二十一年六月十二日 藤 巧

許可番号

指令熊建セ第〇八二〇〇〇〇一一号 平成二十一年五月十九日

平成二十一年六月九日 検査済証番号

三 開発区域に含まれる地域の名称 埼玉県大里郡寄居町大字富田字塩沢 熊建セ第十号

四 取締役 <u>=</u> <u>H</u>. 開発許可を受けた者の住所及び氏名 東京都新宿区西新宿七丁目五番二号 株式会社 太田静江 外三筆 グローバルランド

埼玉県病院事業告示第九号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十一年六月十二日

調達内容

購入等件名及び数量

2 購入案件の仕様等

肇

埼玉県病院事業管理者 名 和

(1)

小児医療センター 新生児搬送用救急車(ドクターカー)

TH.

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限

平成21年12月22日 (火)

(4) 納入場所

埼玉県立小児医療センタ

(5) 人札方法

消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった 端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、 に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセント

競争入札参加資格

金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること

2

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない 者であること

(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資 のA等級に格付けされた者であること。 格等に関する公示(平成20年埼玉県告示第1032号)に基づき、「物品の販売」

(3) 公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要 綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止期間中でない 者であること

(4) 公告日から入札日までの期間に埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平 成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者

5 の販売業の許可を受けている者であること。 薬事法(昭和35年法律第145号)第39条の規定に基づく高度管理医療機器等

6) いる者であること 故障等に際し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されて

入札書の提出場所等

ယ

並びに問い合わせ先 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所

埼玉県病院局経営管理課 〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6: 医事・共同購入担当 中井茂電話048—822-

- (2) 入札説明書及び仕様書の入手方法
- だし、ダウンロードできない場合は、上記問い合わせ先まで連絡すること。 「埼玉県電子入札共同システム」からダウンロードして入手すること。た
- 入手手順
- (ア) 埼玉県ホームページ(http://www.pref.saitama.lg.jp/)を開く
- (イ) 電子サービス窓口の「入札・調達」を選択する
- (ウ) 埼玉県電子入札総合案内(工事・物品)メニュー内の「3:システム入 り口」を選択する。
- $\widehat{\mathbb{H}}$ 「入札情報公開システム」を選択する
- を選択する。 調達機関名は「埼玉県」、部局名は「病院局」、課所名は「経営管理課」
- 「物品等」を選択する

 \mathcal{E}

- $\widehat{\mathbb{H}}$ 「発注情報の検索」を選択する。
- 本人札案件を選択する 検索ボタンをクリックする
- 3 入札説明会の場所及び日時 平成21年6月19日(金)午前11時00分 埼玉県病院局経営管理課 会議室
- (4) 入札の場所及び日時 (電子入札による) 開札の場所及び日時 (電子入札による) 埼玉県病院局経営管理課 平成21年7月22日 (水) 午前11時00分

埼玉県病院局経営管理課 平成21年7月22日 (水) 午前11時15分

5 郵便(書留郵便に限る)による場合の入札書のあて先及び受領期限 埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5-6-5 平成21年7月17日(金)午後5時(必着)

- <u>(1)</u> 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- 人札保証金

定に該当する場合は、免除する。 県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。)第134条第2項の規 額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程(平成14年埼玉 入札者は、見積もった金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた

契約保証金

る場合は、免除する。 額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当す 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた

入札者に要求される事項

(3)

- 合は、それに応じなければならない。 い。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場 を所定の日時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならな この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示した必要な書類
- イ 入札者は、入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- 入札の無効

- 次に掲げる入札書は、無効とする
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書 この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- に該当する人札書 特例を定める規程(平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号)第9条の規定 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の
- 契約書作成の要否

5

(6) 落札者の決定方法

って有効な入札を行った入札者を落札者とする 財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をも

(7) 手続における交渉の有無

- その他詳細は、 入札説明書による
- 5 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Neonatal Doctor Car
- (2) Time-limit for tender:11:00 a.m.22, July, 2009.(bidding by registered mail

三十四

ページ

(3) Contact Infomation: Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau, Saitama Prefectural Government, Kitaurawa 5-6-5, Urawa-ku, Saitama-shi must be received by 5:00 p.m.17, July ,2009)

Saitama-ken 330-0074 Japan, Telephone: 048-822-1748

埼玉県教委告示第二十二号

招集する。 埼玉県教育委員会定例会を次のとおり 平成二十一年六月十二日 埼玉県教育委員会委員長

石 Ш Œ

夫

日時

平成二十一年六月十九日 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番 午前十時

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 委嘱及び任命について 埼玉県立近代美術館協議会委員の

口 及び任命について 埼玉県立図書館協議会委員の委嘱

平成二十一年六月十二日

ハ 任免について 埼玉県スポーツ振興審議会委員の

ニ その他

埼玉県選管告示第八十二号

月二十七日同団体から訂正する旨の報告があったので、平成二十一年一月二十日付 提出された清水まさゆき後援会の平成十九年分収支報告書に関し、平成二十一年五 け埼玉県選管告示第二号により公表した要旨を次のとおり訂正する。 政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十二条第一項の規定により

平成二十一年六月十二日

埼玉県選挙管理委員会委員長

加 藤

憲

選挙区

行

上 段

支出総額

(2)

正 誤 (2) 支出総額

(2) 支出の内訳 政治活動費

1,000円 9日

十四行目の次に次の四行を加える。

 $\Box \triangleright$

その他の経費

ΠIII

1,000円 1,000円

埼玉県選管告示第八十三号

数の五十分の一の数、四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分 第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 四条第一項、第七十五条第一項、第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条 和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定における選挙権を有する者の総 の一を乗じて得た数とを合算して得た数及び三分の一の数は、 平成二十一年六月二日現在の地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 次のとおりである。 第七十

地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項における選挙権を有する者 埼玉県選挙管理委員会委員長 藤 憲

の総数の五十分の一の数

一 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに じて得た数とを合算して得た数 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条第一項における選挙権を有する 者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗 一一五、八六八人

得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数 地方自治法第八十条第一項における選挙権を有する者の総数の三分の (その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に六分の一を乗じて 〇三二、二三三人 一の数

三

南第二区

七〇九人

六四、二三六人

二九、

三六、二八二人 二二、五九四人

二五、三四〇人

四四三人 四〇一人 南第一区

南第四区 南第三区

南第五区

南第六区

南第七区

-14-

西第八区 西第七区 西第三区 西第二区 南第九区 西第十一区 北第一区 西第十五区 西第十二区 西第十区 西第九区 西第六区 西第五区 西第一区 西第十四区 西第十三区 西第四区 南第二十三区 南第二十二区 南第二十一区 南第二十区 南第十五区 南第十一区 南第十区 南第十九区 南第十八区 南第十七区 南第十六区 南第十四区 南第十三区 南第十二区

九二、 一 四 一八 $\frac{1}{2}$ \equiv $\frac{1}{2}$ 九、 八、 五 五 六、 \equiv 二六九人 三九九人 〇〇二 人 三四七人 六九五人 三三九人 九一七人 八八七人 五四六人 四五五人 八四四人 二四五人 三〇三人 七七六人 四一四人 <u>一</u>〇二人 五五一人 九五六人 七五〇人 八八九人 一〇六人 七四一人 ○八五人 四七九人 五三七人 八四六人 六九七人 一〇三人 一九八人 九〇七人 一八一人 ページ 誤 — 五. 正 年五月二十九日第二千八十五号)中訂 北第三区 北第二区 東第一区 北第六区 埼玉県告示第七百五十九号(平成二十 東第十五区 東第十四区 東第十一区 東第九区 北第四区 東第十三区 東第十二区 東第十区 東第八区 東第七区 東第六区 東第五区 東第四区 東第三区 東第二区 北第五区 後から五 行

誤

平成二十一年四月十三日

平成二十一年三月二日

正

八六、 五四、 二八、 七、 九、 一七、二三〇人 赶 五八 三四三人 二六九人 六八五人 五三人 三六八人 三五一人 八三三人 三八一人 <u>二</u> <u>一</u> 人 五七九人 四七〇人 七九六人 九九九人 六四九人

	埼玉県 建	埼玉県知事	正	海 田 建	埼玉県	誤	六二 上	ページ 段	三月三十一日号外第七号)	埼玉県規則第五十七号
発 行 日	(h h .			Œ					号外	第五
火毎曜							三	行	那七号	十七号
火 毎 曜 日 金 曜 日 日) 中訂正	
									芷	(平成二十一年
購読料金										年
(郵便料金を含む。)										
発 行 者										
○四八—八二四—二一—一(代表) ○四八—八二四—二———(代表)										
埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01/BA 00/kenpouhome/fr_top.htm										
印刷所										
○四八—八六二—二九○一(代表) ○四八—八六二—二九○一(代表)										